

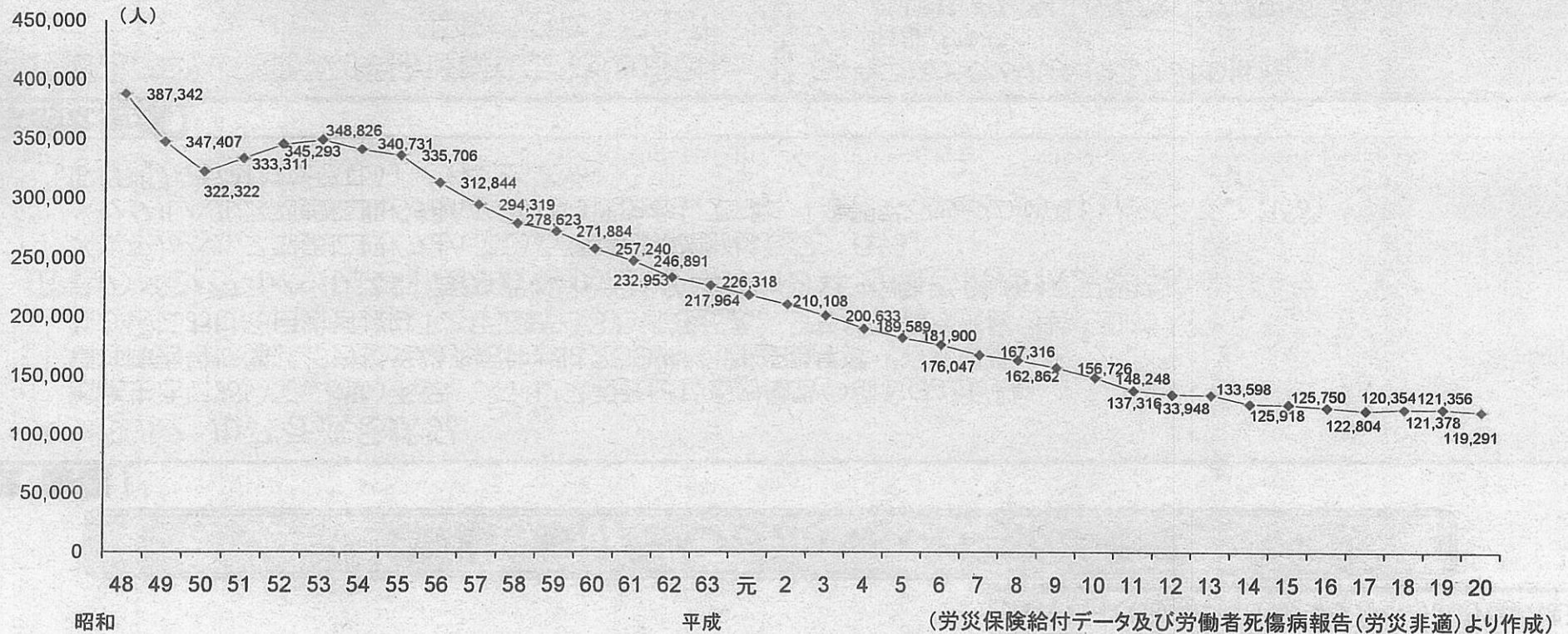
労働災害発生件数の推移

<現状>

我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷者は依然約11万9千人に上る状況である。

<取組>

第11次の労働災害防止対策(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、これらの重篤な労働災害が多く発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止対策の推進を図っている。また、労働災害全体を一層減少させるため、事業者による危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメント等が広く定着することが必要であり、その取組を促進を図っている。



職場におけるメンタルヘルス対策の概要

【背景・課題】

- **メンタルヘルスを巡る状況**
 - ・ 職業生活において、強い不安、ストレス等を感じる労働者の割合は約6割
 - ・ 精神障害等に関する労災支給決定件数は269件（平成20年度（過去最高））
 - ・ 我が国における自殺者数は12年連続で3万人を超え、うち約3割が被雇用者・勤め人
- **企業のメンタルヘルス対策の取組状況（平成19年労働者健康状況調査）**
 - ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は33.6%
 - ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがない」（44.3%）、「取り組み方がわからない」（42.2%）

【基本的な対策】

- **労働者の心の健康の保持増進のための指針**
（平成18年3月公示）
労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が公表した指針。メンタルヘルスケアの原則的な実施方法を定めている。

【メンタルヘルスケアの実施方法】

1 衛生委員会等における調査審議

事業場におけるメンタルヘルス対策の樹立に関して、労使等で構成する衛生委員会で審議すること。

*「衛生委員会」とは、労使の代表、産業医等で構成され、労働者の健康障害を防止するための基本的な対策について調査審議する委員会。常時50人以上の労働者を使用する事業場に設置義務がある。

2 心の健康づくり計画の策定

事業者によるメンタルヘルスケア推進の表明、実施体制の整備、問題点の把握、必要な人材の確保、健康情報の保護等からなる計画を作成すること。

3 4つのメンタルヘルスケアの推進

- ・ セルフケア
労働者自身がストレスに気づき対処すること。
- ・ ラインによるケア
管理監督者が職場の具体的なストレス要因を把握し改善すること。
- ・ 産業保健スタッフによるケア
産業医等の産業保健スタッフが、セルフケア、ラインによるケアの実施を支援するとともに、教育研修の企画・実施、情報の収集・提供等を行うこと。
- ・ 事業場外資源によるケア
メンタルヘルスケアに関する専門機関を活用すること。

4 メンタルヘルスケアのための教育研修・情報提供

5 職場環境等の把握と改善

6 メンタルヘルス不調の気づきと対応

7 職場復帰における支援

8 個人情報保護への配慮

職場における受動喫煙防止対策について

1. 国際的な動向(WHO)

○たばこ規制枠組条約 概要

(平成16年6月批准、平成17年2月発効、2009年10月現在167カ国が批准)

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

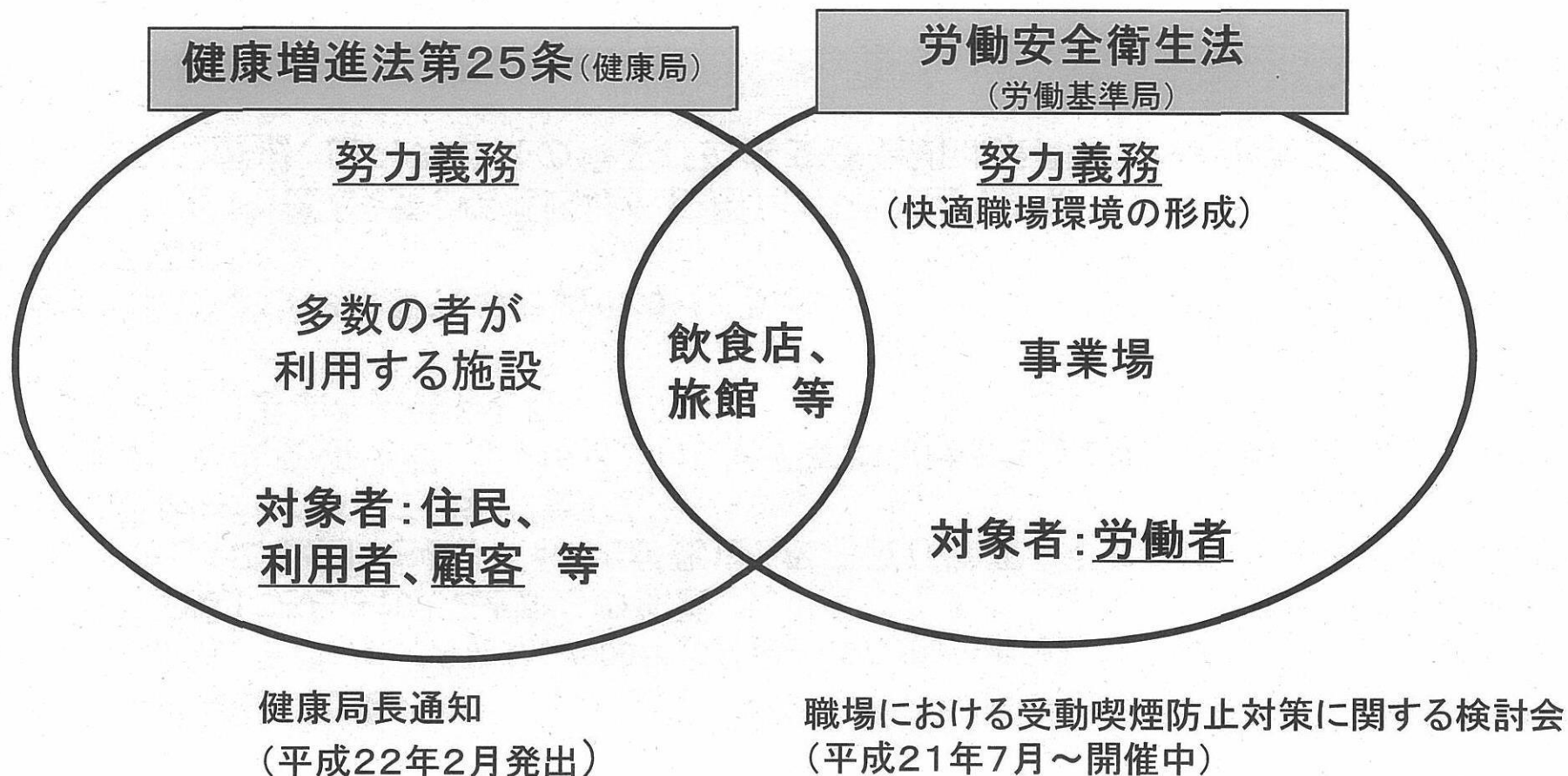
- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する
- 2 屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護についての効果的な措置をとる

○たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン

(平成19年7月採択)

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

2. 健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係(イメージ図)



3. 職場における受動喫煙に係る現状

- ▶「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合: 46%
 - ▶職場で受動喫煙を受けている労働者: 65%
 - ▶喫煙対策の改善を職場に望む労働者: 92%
- (平成19年労働者健康状況調査)

4. 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会（平成21年7月から開始）

＜これまでの主な検討状況と議論の概要＞

[第7回検討会（平成22年2月15日）終了時]

(1) 今後の職場における受動喫煙防止に係る取組の基本的方向

- 快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から取り組むことが必要。

(2) 受動喫煙防止措置に係る責務のあり方

- それぞれの職場の状況に応じた受動喫煙防止対策を取ることが必要であり、何らかの対策を取ることにより、受動喫煙を受ける機会を低減させることは事業者の義務。

(3) 具体的措置

- 一般の事務所や工場においては、全面禁煙又は喫煙室の設置による空間分煙とすることが必要。
- 顧客の喫煙により全面禁煙や空間分煙が困難な場合（飲食店等）であっても、換気等による有害物質濃度の低減、保護具の着用等の対策により、可能な限り労働者の健康リスクを下げる必要がある。